

## 決議案第1号

### 議員政治倫理特別委員会設置に関する決議

1. 本市議会に委員8人から成る特別委員会を設置するものとする。
2. 本特別委員会は、本市議会議員の政治倫理の確立を図り、よって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与するために、議場外での議員活動における政治倫理に対し、次に掲げる事項を審査するものとする。
  - ①議場外での議員活動における政治倫理に反する行為の存否
  - ②政治倫理に反する行為があったと認定した場合における当該行為をした議員に対する措置
3. 議長は第2項に掲げる行為が発覚した場合、本特別委員会に審査を付託し、閉会中もなお継続して審査することができるものとする。

以上、決議する。

平成26年3月3日

白 河 市 議 会